

## ○うきは市地下水の保全に関する条例

(平成26年9月24日条例第30号)

### (目的)

第1条 この条例は、地下水が公共性の高いものであるとの認識のもと、うきは市の地下水が市民生活にとって欠くことのできない重要な資源であることに鑑み、地下水の採取に関し必要な事項を定めることにより、地下水を保全し、もって良好な環境の保全及び市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 特定採取者 1日当たり最大10立方メートル以上の地下水を採取し、又は採取しようとする者とする。ただし、一般家庭用水として地下水を採取する施設を所有する者を除く。
- (2) 地下水採取施設 特定採取者が地下水を採取するための施設をいう。

### (地下水の保全)

第3条 市民、事業者及び特定採取者は、地下水の保全について自ら必要な措置を講ずるとともに、市が行う地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。

### (地下水の採取の届出)

第4条 特定採取者は、地下水採取施設を設置しようとするときは、その地下水採取施設の設置に係る工事開始の日の30日前までに、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業所の概要
  - (3) 地下水採取計画及び施設の概要
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による届出には、事業所内における地下水採取施設の設置予定位置図(以下「位置図」という。)を添付するものとする。
  - 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は地下水の採取を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
  - 4 前項の規定による変更の届出をするに当たり、第2項の規定により添付した位置図の内容に変更があったときは、変更後の位置図を添付するものとする。

### (採取量の制限)

第5条 市長は、前条の届出が提出された場合において、地下水の採取に起因する水位の低下その他地域住民の生活用水に影響を及ぼすおそれのある水量を採取しようとする特定採取者に条件を付することができる。

(住民への説明)

第6条 前条により条件を付された特定採取者は、事前に当該採取地域の関係住民に対し、計画の概要等を説明しなければならない。

(報告)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定採取者に対し地下水採取施設における地下水の採取の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第8条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に地下水採取施設に立ち入り、地下水採取施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第9条 市長は、地下水の保全に関し必要と認めるときは、地下水を採取する者、地下水を利用する者及び地下水に影響を与え、又は与えるおそれがある者に対し、市民生活への支障の除去その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、地下水をみだりに採取し、又は地下水の採取に起因すると認められる著しい水位の低下若しくは地下水の汚染その他市民の生活用水に重大な支障を及ぼすと認められる地下水の採取があるときは、当該特定採取者に対して相当の期限を定めて地下水採取の制限、水質の保全その他市民生活への支障の除去等必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

3 市長は、前2項の規定による指導、勧告又は命令を受けた者に対し、その措置状況に関し、報告を求めることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた特定採取者が正当な理由なくしてその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(検討)

2 市は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。